

お寄せいただいた意見	市の考え方（対応）
<p>第1編第1章第5節 9 市民・事業所等のとるべき措置 自主防災組織での中心的役割を担う者の養成を努力義務として明記し次のとおりとする。 2 防災および減災の活動において、中心的役割を担う者（防災士）を育成し、継続的に地域の防災能力の維持に努めるものとする。</p>	<p>ご意見のとおり、地域の防災活動を推進するに当たり、自主防災リーダーの育成は、重要な課題であると認識しています。</p> <p>防災士の資格につきまして、自主防災組織補助金により防災士の資格取得に係る経費についても補助対象としておりますが、平成25年度事業として、防災士資格取得のための経費に対し、補助金創設を検討しています。</p> <p>今後も地域の防災活動の中心となる人材育成について、自主防災組織等と連携し、検討してまいります。</p>
<p>第2編第1章第2節第1項 3 市民に対する普及啓発 冒頭に「地域における防災および減災活動を促進するため、自主防災組織および事業所等において中心的な役割を担う防災士を育成するものとする。」を追記する。</p>	<p>ご意見のとおり、地域の防災活動を推進するに当たり、自主防災リーダーの育成は、重要な課題であると認識しています。</p> <p>防災士の資格につきまして、自主防災組織補助金により防災士の資格取得に係る経費についても補助対象としておりますが、平成25年度事業として、防災士資格取得のための経費に対し、補助金創設を検討しています。</p> <p>今後も地域の防災活動の中心となる人材育成について、自主防災組織等と連携し、検討してまいります。</p>
<p>第2編第2章第2節第1項 2 自主防災組織の活動支援・機能強化 記載内容を訂正し次のとおりとする。 (5)自主防災リーダーの育成 研修会等を実施し、自主防災活動を活発にするために必要な地域の要となる自主防災リーダーを育成する。この手段として、中心的役割を担う防災士を育成する。また、自主防災リーダーとの相互連携のもと、自主防災組織の醸成を図る。</p>	<p>ご意見の趣旨については「第2編第14章災害ボランティア活動の環境整備」に記述済です。</p>
<p>「ボランティア活動の環境整備」の章を設け、ボランティアの「位置付け」「育成」「登録」「支援体制の整備」等の記述が必要である。</p>	<p>ご意見の趣旨については「第2編第14章災害ボランティア活動の環境整備」に記述済です。</p>
<p>第4編第11章第1節第2項 災害ボランティアセンターの業務 記載内容を訂正し次のとおりとする。 (1)ボランティアの登録・参加要請、コーディネート</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて修正します。</p>
<p>第4編第11章第1節第2項 災害ボランティアセンターの業務 記載内容を追加し次のとおりとする。 (2)ボランティア保険のあっせん、受付 原則として、個人で加入してもらう。(未加入の人のみ) 救助法適用の場合は、未加入者に限り全国福祉協議会のボランティア活動保険を市が負担するが、県等が負担する場合はその限りではない。</p>	<p>ご指摘の箇所は災害ボランティアセンターの主な活動について示しています。</p> <p>具体的な内容については、関係団体等と協議のうえ、個別のマニュアル等により定めてまいります。</p>
<p>第4編第11章第1節第2項 災害ボランティアセンターの業務 記載内容を追加し次のとおりとする。 (6)活動証明書の発行 ボランティアセンターは、活動終了後に必要な証明書の発行を行う。</p>	<p>ご指摘の箇所は災害ボランティアセンターの主な活動について示しています。</p> <p>具体的な内容については、関係団体等と協議のうえ、個別のマニュアル等により定めてまいります。</p>